

既存不適格事項一覧表

◆ 検査結果表No.欄に示す番号はロープ式エレベーター、*印は油圧式エレベーターの検査項目の番号を示す。

エレベーター	検査結果表No.	■検査項目（検査事項）	指摘の具体的内容等 [既存不適格事項]	■改善策の具体的内容等
	1(1) *1(1)	■機械室への通路及び出入口の戸 (機械室の戸の設置及び施錠の状況、手すりの取付け状況、階段の状況)	a 階段の構造 b 戸の施錠 c 通路及び戸の構造	■階段のけあげ23cm以下、踏面15cm以上に改善、手すりの取付けを要します ■通路及び出入口の幅70cm以上、高さ1.8m以上に改善、鋼製の施錠付戸に改善を要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の9第四号・五号(昭和46年1月1日)			
	1(2) *1(2)	■機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等 (換気装置の設置及び作動の状況)	a 照明装置なし b 換気設備なし	■照明装置の取付けを要します(神奈川県内の条例) ■機械室の換気有効な開口部又は換気設備の取付けを要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の9第三号(昭和46年1月1日)、(神奈川県内の条例)(昭和53年4月1日)			
	1(4) *1(3)	■救出装置 (ワイヤーロープを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置)	a ブレーキ手動開放ワイヤーが固定されていない	■ブレーキ手動開放ワイヤーの固定を要します
	基準法令(施行年月日):平12国告第1413号第1第一号、第三号(平成24年8月1日)			
	1(18) *1(20)	■駆動装置等の耐震対策 (機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況)	a ロープガード等なし又は寸法が基準を満たしていない b 駆動装置の転倒及び移動防止なし c 電動発電機の転倒及び移動防止なし d 制御盤等の転倒及び移動防止なし e マシンビームが(平25国告第1047号)に適合しない	■ロープガード等の取付又は寸法が基準を満たすことを要します ■駆動装置、電動発電機、制御盤等の転倒及び移動防止措置の改善を要します ■マシンビームが(平25国告第1047号)に適合するよう改善を要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の4第3項第四号、令第129条の8第1項(昭和56年6月1日)、平21国告第703号、平20国告第1498号(平成21年9月28日)、平25国告第1047号(平成26年4月1日)			
	*1(19)	■高圧ゴムホース (油漏れ及び損傷の状況)	a 高圧ゴムホースが(平25国告第1047号)に適合しない	■高圧ゴムホースが(平25国告第1047号)に適合するよう改善を要します
	基準法令(施行年月日):平25国告第1047号(平成26年4月1日)			
	*2(1)	■圧力配管 (取付け状況)	a 圧力配管が(平25国告第1047号)に適合しない	■圧力配管が(平25国告第1047号)に適合するよう改善を要します
	基準法令(施行年月日):平25国告第1047号(平成26年4月1日)			
	2(3) *2(3)	■主索又は鎖 (主索の径の状況、鎖の摩耗の状況)	a 主索(鎖)が(平25国告第1047号)に適合しない	■主索(鎖)が(平25国告第1047号)に適合するよう改善を要します
	基準法令(施行年月日):平25国告第1047号(平成26年4月1日)			
	2(5) *2(5)	■主索又は鎖及び調速機ロープの取付部 (昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況(調速機ロープの取付け部)) *油圧式(かご及びシンダー)における止め金具の取付けの状況	a 主索及びその端部が(平25国告第1047号)に適合しない	■主索及びその端部が(平25国告第1047号)に適合するよう改善を要します
	基準法令(施行年月日):平25国告第1047号(平成26年4月1日)			
	2(6) *2(6)	■主索又は鎖の緩み検出装置 (作動の状況)	a 主索(鎖)の緩み検出装置なし	■主索(鎖)の緩み検出装置の取付けを要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の10第2項(昭和57年12月1日)、平12建告第1423号第2第七号(巻筒式エレベーター)、第5第二号口(間接式油圧)(昭和34年1月1日)			
	2(8) *2(7)	■はかり装置 (作動の状況(過荷重検知装置の作動))	a はかり装置(過荷重検知装置)なし	■はかり装置(過荷重検知装置)の取付けを要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の10第3項第四号イ(昭和46年1月1日)			
	*2(8)	■ブランジャー (取付け状況)	a ブランジャーが(平25国告第1047号)に適合しない	■ブランジャーが(平25国告第1047号)に適合するよう改善を要します
	基準法令(施行年月日):平25国告第1047号(平成26年4月1日)			
	*2(10)	■シンダー (取付け状況)	a シンダーが(平25国告第1047号)に適合しない	■シンダーが(平25国告第1047号)に適合するよう改善を要します
	基準法令(施行年月日):平25国告第1047号(平成26年4月1日)			
	2(9) *2(13)	■戸開走行保護装置 (取付け及び作動状況)	a 戸開走行保護装置なし	■戸開走行保護装置の取付けを要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の10第3項第一号イ、ロ(平成21年9月28日)			
	2(10) *2(14)	■地震時等管制運転装置 (取付け及び作動状況、予備電源の状況) { 昇降行程7m以下の (乗用(人荷用)及び寝台用エレベーターは対象外) }	a P波センサーなし b S波センサーなし c 予備電源装置なし d かご内表示装置なし	■地震時等管制運転装置 P波センサー、S波センサー、予備電源装置、表示装置の取付けを要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の10第3項第二号、平20国告第1536号第2(平成21年9月28日)			
	3(1) *3(1)	■かごの壁又は囲い、天井及び床 (かごの構造及び設置状況(手すりの取付け))	a 手すりなし (かごの壁等にガラスを使用する場合)	■かごの手すりの取付けを要します (ガラス部分以外に取付け)
	基準法令(施行年月日):平20国告第1455号第1号五号口(平成22年9月28日)			
	3(2) *3(2)	■かごの戸及び数居 (戸の反転作動の状況、戸及び数居の構造及び設置の状況 (乗用(人荷用)及び寝台用エレベーターかごの戸(引き戸)、戸相互及び戸と出入口格とのすき間の状況)	a 自動閉鎖する戸の反転作動機能なし b 乗用(人荷用)、寝台用エレベーターのかごの戸が引き戸でない c かごの戸相互間及び数居間のすき間が8mmを超える d 出入口の戸に空隙がある(伸縮戸)	■戸の反転作動の機能の取付けを要します ■かごの戸を引き戸に交換することを要します ■かごの戸相互間及び数居間のすき間が8mm以下(上げ戸、下げ戸又は上下戸である場合は9.5mm以下)に改善を要します ■空隙のない戸の構造に改善を要します
	基準法令(施行年月日):平20国告第1455号第2第七号(平成21年9月28日)、第1455号第2第二号(平成22年9月28日)、第1455号第2第三号第四号(平成21年9月28日)			
	3(6) *3(8)	■かご操作盤及び表示器 (押しボタン等の作動の状況(かご操作盤及び表示器))	a 操作盤が運転席から操作できない (自動車連動エレベーターに限る)	■操作盤が運転席から操作できる場所への改善を要します
	基準法令(施行年月日):平12建告第1413号第1第七号イ(平成21年9月28日)			
	3(11) *3(12)	■かごの照明装置 (照明装置の設置、作動及び照度の状況)	a 照明装置の照度が床面で50ルクス(乗用(人荷用)及び寝台用以外のエレベーターは25ルクス)未満である	■床面で50ルクス(乗用(人荷用)及び寝台用以外のエレベーターは25ルクス)以上の照度に改善を要します
	基準法令(施行年月日):平20国告第1455号第1第八号(平成21年9月28日)			
	3(12) *3(13)	■停電灯装置 (設置、作動及び照度の状況) (乗用(人荷用)及び寝台用エレベーターに限る)	a 停電灯装置なし	■停電時に床面で1ルクス以上の照度を確保できる照明設備(30分以上点灯能力)の取付けを要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の10第3項第四号ロ(昭和46年1月1日)			
	3(13) *3(14)	■かごの床先 (かごの床先と昇降路壁及び出入口床先とのすき間の状況)	a かご床先と昇降路壁との水平距離(12.5cmを超える) b 出入口床先とかご床先との水平距離(4cmを超える)	■かご床先と昇降路壁とのすき間を12.5cm以下に改善を要します ■出入口床先とかご床先とのすき間を4cm以下に改善を要します
	基準法令(施行年月日):令第129条の7第四号(昭和56年6月1日)、平25国告第1050号(平成26年4月1日)			

◆ 検査結果表No.欄に示す番号はロープ式エレベーター、*印は油圧式エレベーターの検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	■検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 [既存存不適格事項]	■改善策の具体的内容等
エレベーター	4(5) ■頂部綱車 (取付け状況) 基準法令(施行年月日):平25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号(平成26年4月1日)	a 頂部綱車が(平25 国告第 1047 号)に適合しない	■頂部綱車が(平25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します
	4(7) *4(10) ■かごの非常救出口 (かごの非常救出口の構造及び設置の状況(救出口のロック装置の取付け、スイッチ取付け、天井救出口と側部救出口の関係)) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 6 第一号、第四号(昭和46年1月1日)、平20 国告第 1455 号第一第二号(平12 建告 1413 号第一第一号 天井救出口のないエレベーターを規定)(平成21年9月28日)	a 非常救出口のスイッチなし b 非常救出口のロック装置なし c 天井救出口 及び 側部救出口両方がある	■かご内の人を安全にかご外に救出するために スイッチ 及び ロック装置の取付けを要します
	4(10) ■ガイドレール及びレールブラケット (取付け状況) 基準法令(施行年月日):平25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号(平成26年4月1日)	a ガイドレール及びレールブラケットが(平25 国告第 1047 号)に適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットが(平25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します
	4(11) *4(13) ■旋錠装置 (旋錠装置ロック機構(係合部分の寸法7mm以上)、旋錠された状態を保持する力が減少しないもの) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 7 第三号、平20 国告第 1447 号第二号、第四号、第六号(平成21年9月28日)、平20 国告第 1447 号第三号(平成24年8月1日)	a 旋錠装置の係合部分の寸法が7mm未満である	■旋錠装置の係合部分の寸法を7mm以上に改善を要します
	4(12) *4(14) ■昇降路における壁又は囲い (自動閉鎖又は旋錠装置の作動の状況) 基準法令(施行年月日):平20 国告第 1454 号第一号二(平成24年6月7日)	a 戸を自動的に旋錠する機能を有する構造となっていない	■戸を自動的に旋錠する機能を有する旋錠装置への改善を要します
	4(13) *4(15) ■乗り場の戸及び敷居 (戸及び敷居の構造及び設置の状況、(乗用(人荷用)及び寝台用エレベーター昇降路(引き戸))、戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況) 基準法令(施行年月日):平20 国告第 1454 号第六号(平成22年9月28日)、平20 国告第 1454 号第七号、第八号(平成21年9月28日)	a 乗用(人荷用)、寝台用エレベーターの昇降路の戸が引き戸でない b 昇降路の戸相互間及び敷居間のすき間が6mmを超える	■昇降路の戸を引き戸に交換することを要します ■昇降路の戸相互間及び敷居間のすき間が6mm以下(上げ戸、下げ戸 又は 上下戸である場合は9.5mm以下)に改善を要します
	4(14) *4(16) ■昇降路内の耐震対策 (かご・釣合おもりの脱レール防止等、ロープガード等の状況、ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 4 第 3 項第三号、第四号、令第 129 条の 7 第五号(昭和56年6月1日)、平20 国告第 1494 号、平20 国告第 1495 号、平20 国告第 1498 号(平成21年9月28日)	a かご、釣合おもりの脱レール防止装置なし b ガイドレールとのかかり代が不足 c ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない d 調速機ロープ、移動ケーブル、釣合ロープ(鎖)等の突出物に対する保護措置なし	■脱レール防止装置の取付けを要します ■ガイドレールとのかかり代の改善を要します ■ロープガードの取付け 又は 設置寸法が基準を満たすことを要します ■保護金網、保護線、プロテクター、テープガイド取付け等の改善を要します
	4(16) ■釣合おもりの各部 (釣合おもり枠の状況、釣合おもり片の脱落防止措置の状況) 基準法令(施行年月日):平25 国告第 1048 号(平成26年4月1日)	a 釣合おもり枠が(平25 国告第 1048 号)に適合しない	■釣合おもり枠が(平25 国告第 1048 号)に適合するよう改善を要します
	5(3) *5(3) ■乗り場の戸の遮煙構造 (乗場戸遮煙構造(停電時の戸閉機能、戸閉時間)) 基準法令(施行年月日):昭48 建告示第 2563 号第一号(平成14年6月1日)	a 乗場戸遮煙構造なし	■建築物側 又は 乗場戸を遮煙構造へ改善を要します
	6(12) *6(11) ■ビット内の耐震対策 (かご下綱車、釣合ロープ、調速機ロープの外れ止め等、ロープガード等の状況、ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 7 第五号(昭和56年6月1日)、平20 国告第 1494 号、平20 国告第 1495 号、平20 国告第 1498 号、令第 129 条の 4 第 3 項第三号、第四号(平成21年9月28日)	a ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない b ガイドレールとのかかり代が不足 c 突出物への保護措置なし	■ロープガードの取付け 又は 設置寸法が基準を満たすことを要します ■ガイドレールとのかかり代の改善を要します ■突出物への保護措置を要します

小荷物専用昇降機

テーブルタイプ



フロアタイプ

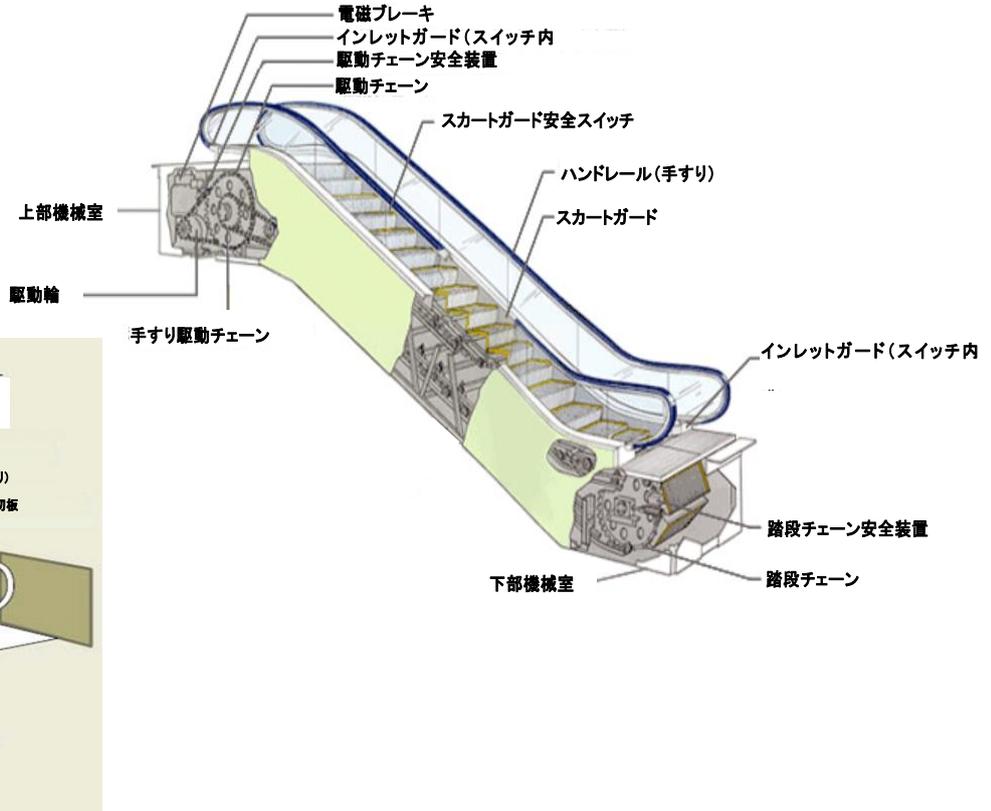


※小荷物専用昇降機の構造図はロープ式エレベーターに準ずる。

◆ 検査結果表No.欄に示す番号は小荷物専用昇降機の検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	■検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 [既存存不適格事項]	■改善策の具体的内容等
小荷物専用昇降機	4(1) ■昇降路における壁又は囲い (開口部の高さ又は旋錠装置の作動の状況) 基準法令(施行年月日):平20 国告第 1446 号第一号二(平成24年6月7日)	a 戸を自動的に旋錠する機能を有する構造となっていない	■戸を自動的に旋錠する機能を有する旋錠装置への改善を要します
	4(2) ■出し入れ口の戸及び出し入れ口枠 (戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況) 基準法令(施行年月日):平20 国告第 1446 号第七号(平成24年9月28日)	a 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間が6mmを超える	■昇降路の出し入れ口戸と出し入れ口枠のすき間が6mm以下に改善を要します ■上げ戸:敷居とのすき間2mm(難燃性ゴム使用時は4mm)以下に改善を要します ■上下戸:戸の突き合わせ部のすき間2mm(難燃性ゴム使用時は4mm)以下に改善を要します ■2枚戸が重なり合う上げ戸のすき間6mm以下に改善を要します
	4(6) ■ドアロック (作動状況) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 13 第四号(平成12年6月1日)	a ドアロック装置なし (フロアタイプのみ)	■ドアロック装置の取付けを要します

エスカレーター



既存不適格事項一覧表

◆ 検査結果表No.欄に示す番号はエスカレーターの検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 [既存不適格事項]	改善策の具体的内容等
3(6)	■ 踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間 (踏段と踏段のすき間)	a 踏段と踏段のすき間 (5 mmを超える)	■ 踏段と踏段のすき間が 5 mm 以下に改善を要望します
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第 1 第一号、第二号 (平成 12 年 6 月 1 日)		
3(7)	■ スカートガード (踏段とスカートガードのすき間)	a 踏段とスカートガードのすき間 (5 mmを超える)	■ 踏段とスカートガードのすき間が 5 mm 以下に改善を要望します
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第 1 第一号、第二号 (平成 12 年 6 月 1 日)		
4(1)	■ インレットスイッチ (手すり入り込み口スイッチの取付け)	a インレットスイッチなし	■ インレットスイッチの取付けを要望します (手すり入り込み口に異物が引き込まれたとき、運転を停止)
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 5 項、平 12 建告第 1424 号第二号ホ (昭和 56 年 6 月 1 日)		
4(3)	■ スカートガードスイッチ (スカートガードスイッチの取付け)	a スカートガードスイッチなし	■ スカートガードスイッチの取付けを要望します (踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まった場合に運転を停止)
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 5 項、平 12 建告第 1424 号第二号ニ (昭和 56 年 6 月 1 日)		
4(7)	■ ハンドレール停止検出装置 (取付け及び作動状況)	a ハンドレール停止検出装置なし	■ ハンドレール停止検出装置の取付けを要望します
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 5 項、平 12 建告第 1424 号第二号ヘ (令和 6 年 4 月 1 日)		
5(1)	■ 交差部固定保護板 (交差部固定保護板の取付け)	a 交差部固定保護板なし	■ 交差部固定保護板の取付けを要望します (三角部保護板の取付け及び固定)
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第 1 第三号 (平成 12 年 6 月 1 日)		
5(2)	■ 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 (ハンドレールと転落防止柵とのすき間、ハンドレールと誘導柵とのすき間、外側板と進入防止用仕切板とのすき間、ハンドレールから仕切板までの距離)	a ハンドレールと転落防止柵とのすき間寸法が基準を満たしていない b ハンドレールと誘導柵とのすき間寸法が基準を満たしていない c 外側板と進入防止用仕切板とのすき間寸法が基準を満たしていない d ハンドレールから仕切板までの距離が基準を満たしていない	■ ハンドレールと転落防止柵とのすき間寸法が基準を満たすことを要望します ■ ハンドレールと誘導柵とのすき間寸法が基準を満たすことを要望します ■ 外側板と進入防止用仕切板とのすき間寸法が基準を満たすことを要望します ■ ハンドレール下面から仕切板までの距離が基準を満たすことを要望します
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第一 第五号、第六号、第七号 (令和 6 年 4 月 1 日)		
5(4)	■ 踏段上直部の障害物の状況	a 踏段から鉛直距離 2,100 mm 以内に障害物あり	■ 踏段上直部の障害物の状況が基準を満たすことを要望します
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第一第九号 (令和 6 年 4 月 1 日)		
5(5)	■ 交差部可動警告板の取付け状況	a 構造、取付け状況が基準を満たしていない	■ 交差部可動警告板の構造、取付け状況が基準を満たすことを要望します
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第一第四号 (令和 6 年 4 月 1 日)		
5(7)	■ 登り防止用仕切板の設置状況	a ハンドレール下面から仕切板までの距離が基準を満たしていない	■ ハンドレール下面から仕切板までの距離が基準を満たすことを要望します
	基準法令 (施行年月日): 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第一第八号 (令和 6 年 4 月 1 日)		

エスカレーター